

原議保存期間	30年(令和32年3月31日まで)
有効期間	一種(令和32年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長
各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿
(参考送付先)
各 附 属 機 関 の 長

警 察 庁 丙 運 発 第 5 号
令 和 元 年 6 月 1 2 日
警 察 庁 交 通 局 長

高齢者講習の運用について (通達)

高齢者講習については、「高齢者講習の運用について」(平成28年10月5日付け警察庁丙運発第33号)により運用されているところであるが、この度、高齢者講習で使用することができる運転適性検査器材として、視野の欠損状況を測定する視野検査器(平成30年度警察庁事業「高齢運転者交通事故防止対策に関する提言」の具体化に向けた調査研究に係る視野と安全運転の関係に関する調査研究の調査研究報告書で仕様が示されている新たな視野検査器をいう。)を追加し、令和元年6月12日から運用することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、前記通達は、令和元年6月12日をもって廃止する。

記

第1 基本的留意事項

1 高齢者講習指導員の要件

高齢者講習(道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第108条の2第1項第12号に掲げる講習をいう。以下同じ。)における指導に従事する者(以下「高齢者講習指導員」という。)の要件は、次に掲げるところによる。

- (1) 25歳以上の者であること。(運転免許に係る講習等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習規則」という。)第7条第2項第1号)
- (2) 高齢者講習における指導に用いる自動車等を運転することができる免許(仮免許を除く。)を現に受けている者であること。(講習規則第7条第2項第2号)
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 運転適性指導(法第108条の4第1項第1号の運転適性指導をいう。以下同じ。)について不正な行為をしたため運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して2年を経過していない者

イ 法第117条の2の2第11号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過してい

ない者

ウ 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪（イに規定する罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者

(4) 次のいずれにも該当する者であること。

ア 運転適性指導に関する業務に関し、次のいずれかに該当する者であること。

(ア) 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、運転適性指導に関する業務に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者（講習規則第7条第2項第3号）

(イ) 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が運転適性指導に関する業務に関し、(ア)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者

イ 自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者であること。ただし、受講者の利便性を図るため、高齢者講習を過疎地、辺地等を含む地域に存する場所において実施する必要がある場合は、この限りでない。

(ア) 普通自動車を用いた講習を指導する指導員については、普通自動車に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者又は普通自動車に係る届出教習所指導員課程を修了した者で、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上あるもの

(イ) 二輪車（自動二輪車及び原動機付自転車をいう。以下同じ。）を用いた講習を指導する指導員については、大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者又は大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車に係る届出教習所指導員課程を修了した者で、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上あるもの

(ウ) 公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、(ア)又は(イ)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者

(5) 次のいずれかに該当する者であること。（講習規則第7条第2項第4号）

なお、平成21年6月1日以前に高齢者講習指導員であった者については、公安委員会が指定する研修（認知機能検査導入に伴うもの（平成21年6月1日以前に行われたものを含む。））を受け、かつ、改正法施行に伴う補充講習を受けていること。平成21年6月2日以降に高齢者講習指導員の資格を取得した者で、改正法施行前的高齢者講習指導員であったものについては、改正法施行に伴う補充講習を受けていること。

ア 公安委員会が行う高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者

イ 高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習（自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修）を終了した者

2 講習施設

所要の受講者を収容できる視聴覚教材を備えた教室、所要の運転適性検査器材を備えた施設、コース等を整備するなどして講習の実施に必要な施設を確保すること。

なお、受講者は70歳以上の高齢者であることを踏まえ、更新時講習と比較して極めて不便となることのないよう必要な配慮をすること。

また、受講者の移動が容易となるよう施設のバリアフリー化に配慮をすること。

3 講習用教材

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第38条第12項第2号に定める教材について、次のように整備すること。

(1) 教本及び視聴覚教材等

教本及び視聴覚教材等は、高齢者講習にふさわしい教本及び各都道府県の交通実態に関する資料並びに危険予測、事故事例等に関する視聴覚教材等を整備すること。

(2) 自動車等

自動車等の運転について必要な適性に関する調査で、コース又は道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査によるものに基づく指導（以下「実車による指導」という。）ができるよう、所要の自動車及び原動機付自転車を必要数整備すること。

なお、大型自動車、中型自動車及び準中型自動車については、補助ブレーキ等の装置を装備したもの、普通自動車については、マニュアル式及びオートマチック式のものに補助ブレーキ等の装置を装備したものとすること。

また、大型自動二輪車及び普通自動二輪車については、マニュアル式及びオートマチック式のもの、原動機付自転車については原則としてスクータータイプのものとすること。

(3) 運転適性検査器材

自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導（以下「運転適性検査器材による指導」という。）ができる所要の運転適性検査器材は、次に掲げるものを整備すること。

ア 動体視力の変化を測定する動体視力検査器

イ 夜間視力の変化を測定する夜間視力検査器

ウ 水平方向の視野の範囲を測定する視野検査器又は視野の欠損状況を測定する視野検査器

(4) 録画装置

実車による指導の状況を記録できるよう、所要の録画装置等を整備すること。

(5) 映像再生機材

映像を用いた指導が実施できるよう、所要の映像再生機材を整備すること。

4 講習の委託

高齢者講習を委託する場合には、次の基準を満たす者との間に委託契約によって講習の委託を行い、十分な講習水準が維持され、講習が適正に行われるよう常時指導監督すること。

(1) 高齢者講習指導員が、高齢者講習の業務を行うために必要な数以上（原則として2人以上）置かれていること。（府令第38条の3）

(2) 高齢者講習を行うために必要な建物、コース、自動車等（普通自動車、普通自動二輪車及び原動機付自転車等）、運転適性検査器材その他の設備を有すること。

なお、積雪等により、実車による指導が困難となる場合があるところについては、運転シミュレーター（四輪車用及び二輪車用）を有すること。

5 予算措置

高齢者講習に使用する施設、教材等の整備等に必要な予算措置について、特段の配慮をすること。この場合において、特に、講習手数料の積算基礎とされている事項については、措置されるようにすること。

第2 講習実施上の留意事項

1 講習の実施区分

高齢者講習は、府令第38条第12項第2号の表の1の項の第1欄及び同表の2の項の第1欄に定める講習（以下「75歳未満及び75歳以上（第3分類）の講習」という。）、同表の3の項の第1欄に定める講習（以下「75歳以上（第1分類及び第2分類）の講習」という。）及び同表の4の項の第1欄に定める講習（以下「臨時高齢者講習」という。）に区分して行う。

なお、以下において、講習の区分の明記がない場合は、各講習ともに共通する事項であるので誤りのないようにすること。

2 講習日及び講習時間

(1) 講習日

講習日の設定に当たっては、高齢者の利便性に配慮すること。特に、臨時高齢者講習については、臨時高齢者講習通知書の通知を受けてから1か月を超えることとなるまでに受けなければならない（法第101条の7第6項）ことから、速やかな受講が可能となるよう配慮すること。

(2) 講習時間

講習時間は、75歳未満及び75歳以上（第3分類）の講習にあつては2時間（小型特殊免許のみを受けている者（以下「小特のみ保有者」という。）は1時間）、75

歳以上（第1分類及び第2分類）の講習にあつては3時間（小特のみ保有者は2時間）、臨時高齢者講習については2時間（小特のみ保有者は1時間）とすること。

3 学級編成等

(1) 学級編成の基本

1学級の編成は、講習効果の上がるよう適正な人数で編成することとし、運転適性検査器材による指導及び実車による指導については、免許の種類に応じ四輪車又は二輪車ごとに1グループ3人以内とすること。

(2) 高齢者講習指導員の配置

1学級につき高齢者講習指導員1人を配置することとし、運転適性検査器材による指導及び実車による指導については、1グループにつき高齢者講習指導員1人が担当すること。

なお、双方向型講義については、高齢者講習指導員1人で6人まで担当することができるものとする。

(3) 運転頻度等問診票の作成

講習に際して、受講者の日常の運転頻度等を把握するため、別記様式をモデルとした「運転頻度等問診票」を受講者に問診するなどの方法により作成し、受講者に応じた車種の選定や運動機能に関する課題の選定、各講習科目における指導に活用すること。

4 講習の方法

高齢者講習は別表1「高齢者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」（75歳未満及び75歳以上（第3分類）の講習）、別表2「高齢者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」（75歳以上（第1分類及び第2分類）の講習）、別表3「高齢者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」（臨時高齢者講習）又は別表4「高齢者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」（合同講習）に準拠し、各都道府県の実態に即して重点を選定するなど、実質的効果の上がるような内容の講習指導案を作成して、次の事項に配慮して実施すること。

(1) 双方向型講義

双方向型講義においては、講習指導員が主体となって講義を進めつつ、安全運転・危険予測等に関する質問や講義内容の修得に関する確認を行うなど、受講者の理解度や認知機能の状況に応じ、講義内容が受講者に浸透するような指導に配慮すること。また、加齢に伴う身体機能の変化についての理解を深めさせるとともに、地域における交通事故実態、改正が行われた道路交通法令及び高齢者の交通事故の特徴と防止策について、教本及び視聴覚教材等を活用して分かりやすい講義を行うこと。

(2) 運転適性検査器材による指導

ア 指導方法

検査を行い、検査結果に応じた指導を行うこと。

なお、指導に当たっては、他の受講者が測定を行っている時間についても、これを有効に活用した指導に努めること。その他、運転適性検査器材による指導については、別に定める。

イ 検査結果の取扱いと保存

検査結果は、受講者に通知するとともに、次回の講習の際の指導にも活用できるように保存に努めること。

(3) 実車による指導

ア 実施対象

実車による指導は、小特のみ保有者以外に対して実施すること。

イ 実車による指導の場所

原則としてコースにおいて行うこと。ただし、コースにおいて実施することが困難な場合、又は講習効果が高いと認められる場合には、安全性についての配慮を行った上で、道路又はその他適切な場所において行っても差し支えない。

ウ 使用車両

- (ア) 受講者が保有する免許の種類に対応する自動車又は原動機付自転車を使用すること。ただし、対応する自動車がない場合には、次の措置を採ることができる。
 - a 大型免許を保有する者は、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を使用すること。
 - b 中型免許を保有する者は、準中型自動車又は普通自動車を使用すること。
 - c 準中型免許を保有する者は、普通自動車を使用すること。
 - d 大型自動二輪免許を保有する者は、普通自動二輪車を使用すること。
 - e 大型特殊免許を保有する者は、四輪運転シミュレーター又は原動機付自転車で行うこと。ただし、やむを得ない場合には模擬運転装置を使用して対応すること。
 - f 小型自動車、自動三輪車等限定付普通免許の保有者は、四輪運転シミュレーターで行うこと。ただし、やむを得ない場合には模擬運転装置を使用して対応すること。
- (イ) 講習用車両について、日常使用している種類のを希望する者については、講習用車両の中から、取得している免許の種類により運転できる車両を選択することができるものとする。
- (ウ) 受講者の四輪車両の持込みについては、グループ指導であることから原則として行わないこととするが、受講者からの申し出があり、車両の持ち込みによる指導を行うことについて、他の受講者に支障がなく、かつ、安全性の問題が

ない場合には、車両の持ち込みを認めても差し支えない。また、二輪車両の持ち込みについては、これを認めても差し支えない。

なお、車両を持ち込んだ場合でも、手数料は変わらないことをあらかじめ了知させること。

- (エ) 講習用車両には、「講習中」である旨を表示する標識を見やすい位置に掲示すること。

エ 実施方法

- (ア) 実車による指導は、別に定める実車指導要領に基づき実施し、受講者個人ごとに運転行動診断票を作成し、これにより指導を行うこと。
- (イ) 録画装置等を使用し、実車による指導の状況を記録すること。

オ 実車の運転に支障がある場合

受講者の体調、技能や降雪等の悪天候等により、実車による指導が困難な場合には、シミュレーターでの代替措置を採るなどし、できる限り受講者に運転操作の指導が行えるよう努めること。

(4) 個人指導等

ア 個人指導

75歳以上（第1分類及び第2分類）の講習及び臨時高齢者講習においては、実車による指導において記録した映像を活用しつつ、双方向型講義の受講状況や運転適性検査器材による指導状況等を踏まえ、受講者個々の能力等に応じた指導を実施すること。したがって、個人指導は講習の最後（映像教養を除く。）に実施すること。

イ 映像教養

加齢による身体機能の変化や危険予測等を内容とする映像教材を視聴させることによる教養を実施すること。

(5) 75歳以上の受講者に対する留意事項

ア 認知機能検査の結果に基づく講習の実施

更新期間が満了する日等における年齢が75歳以上の者（以下「75歳以上の受講者」という。）に対する講習においては、認知機能検査の結果に基づく講習を行うこととされており、主として実車による指導及び個人指導において、これらが行われるが、双方向型講義その他の講習方法においても認知機能検査の結果を踏まえた講習の実施に努めること。

特に、小特のみ保有者に対しては、実車による指導がないことから、個人指導において指導すること。

イ 認知機能検査の結果に関する秘密の厳守

法第108条の2第4項により、高齢者講習の実施の委託を受けた者は、認知機

能検査の結果について守秘義務を負っており、講習において、他の受講者に認知機能検査の結果が明らかとならないよう言動に留意すること。

特に、実車による指導では、指導内容が異なることから同乗する他の受講者に認知機能検査の結果が明らかに分かるような指導とならないよう配慮すること。

5 受講者の確認及び終了証明書等

(1) 受講者の確認

受講に際しては、講習通知書、免許証等により受講者であることを確認するとともに、75歳以上の受講者については、認知機能検査の結果の通知書等により、認知機能検査を受けていることを確認すること。

(2) 高齢者講習終了証明書の交付

高齢者講習を終了した者に対しては、府令別記様式第22の10の7に定める高齢者講習終了証明書を交付する（府令第38条第16項）とともに、更新時の高齢者講習を終了した者に対して高齢者講習終了証明書を交付する際に更新申請書又は免許申請書に高齢者講習終了証明書を添付しなければならない（府令第29条第4項、第18条第4項）ことを教示すること。

なお、高齢者講習終了証明書の副本を作成し、保管しておくこと。

6 高齢者講習の実施結果の報告及び登録

(1) 報告及び登録の対象

75歳以上の受講者に係る更新時の高齢者講習及び臨時高齢者講習

(2) 講習の実施結果の報告

委託を受けた機関において講習を実施したときは、講習結果を速やかに報告させること。

報告内容は、講習を受けた者の氏名、生年月日、性別、免許証番号、講習場所、講習年月日、別途発出する「警察情報管理システムによる運転者管理業務実施細目の改正について」（平成28年2月22日付け警察庁丁運発第14号他等）の一部を改正する通達に定める「高齢者講習済登録票」により登録すべき「講習の分類」及び「講習の種別」、その他公安委員会が必要と認めるものとする。

(3) 講習の実施結果の登録

公安委員会は、講習を実施し、又は、講習の実施結果の報告を受けたときは、別に定めるところにより、運転者管理システムに確実に登録すること。

第3 その他

1 受講者の緊張感を和らげる配慮

受講者は、一般に講習を受講することが不慣れであることを念頭に置き、講習中はもちろん、受付時から講習終了時まで、受講者の心情に配慮した対応に努めること。

特に、実車による指導や運転適性検査器材による指導の際には、受講者に試験類似

の張り詰めた雰囲気 unnecessary に与え緊張させることのないよう配慮すること。

2 講習効果の測定

高齢者講習の効果を測定するため、受講者の受講後における運転適性の変化、交通違反、交通事故の発生状況を追跡調査し、資料化とその活用に努めること。

3 事故防止

受講者の中には、身体的機能に個人差がみられたり、ペーパードライバーの者もいることから、講習中の各種事故防止に万全を期すため、講習指導員に特段の配慮をさせるとともに、特に二輪車の実車による指導に際しては、ヘルメット、プロテクター、手袋等を確実に着用させること。

また、二輪車による講習において、聴覚障害者及び聴力に不安があるため講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者を含めて集団講習を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保すること。

なお、講習に係る事故に備え、対人等の保険に加入すること。

運転頻度等問診票

実施機関名 ()

受講者名		生年月日	年 月 日生	指導員名	
------	--	------	--------	------	--

各質問に対して、該当するにチェックして下さい。(例：)

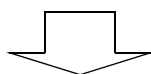
1 あなたがお持ちの免許はどれですか

大型 中型 準中型 普通 大特 大二輪 普二輪 原付

2 あなたは平素どのくらい自動車・バイクを運転しますか

 毎日運転している。目的【 仕事 通勤 買い物 通院 家族の送迎その他 】 ときどき (月 週 回くらい) 運転している。目的【 仕事 通勤 買い物 通院 家族の送迎その他 】(※注 には概ねの回数を記入して下さい。) 全く運転しない。理由【 家族の運転 鉄道、バス、タクシー利用 自転車 徒歩その他 】

裏面の質問にもお答え下さい。



【裏面】

3 あなたが平素運転している車はどのような車ですか

大型・中型のバス・トラック 準中型トラック 普通乗用車 軽四自動車

大型・中型バイク カブ・スクーター 小型の耕耘機・トラクター

なし

4 実車指導で使う車で、ご希望の車種はどれですか

マニュアル自動車 オートマチック自動車 原動機付自転車

5 自動車の運転について、どうお考えですか

(1) 運転は (好き 嫌い)

(2) 運転に自信が (ある ない)

6 最近（1年以内）、運転中の事故やヒヤリ体験がありましたか

交通事故を起こした ヒヤリ体験がある なし

7 あなたが車を運転できない時、替わりの移動手段はありますか

家族の運転 (配偶者 子 その他) 友人 列車・バス

その他()

8 あなたは、次の場合又は、次の場所を運転することがありますか

体調がすぐれないとき 夜間 悪天候時 不慣れな道路 狭い道

混雑した道路（駅前等） 高速道路 長時間・長距離 渋滞時

別表1 「高齢者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」(75歳未満及び75歳以上(第3分類)の講習)

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			30分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴 (3) 申請取消制度や各種支援制度	双方向型講義 教本、視聴覚教材等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、四輪車事故及び二輪車事故の特徴をとらえて資料化し、事故事例と併せて説明する。 ○ 申請取消制度や都道府県の実態に応じた高齢者支援制度等を説明する。 	
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり、違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。 	
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等		<ul style="list-style-type: none"> ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ 75歳以上の者に対して行われる認知機能検査とその後の手続について説明する。 ○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者などの保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。 	
4 運転適性についての指導①	(1) 運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材による指導 教本、運転適性検査器材等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 	30分
5 運転適性についての指導②	(1) 実車による指導	実車による指導 教本、自動車等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗するなどして、身体機能の変化に基づく運転行動、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 指導に当たっては、安全運転の心構え、シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用についても指導する。 ○ ドライブレコーダー等の録画記録装置を車両等に設置して運転状況を記録すること。 ○ 必要に応じて、記録した映像を確認しながら、指導を行うこと。 	60分
講習時間合計 (小特のみ保有者は、1～4までの受講とし、講習時間は60分とする。)				120分

※ 休憩時間は、講習時間以外に設けること。

別表2 「高齢者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」(75歳以上(第1分類及び第2分類)の講習)

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			30分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴 (3) 申請取消制度や各種支援制度	双方向型講義 教本、視聴覚教材等	○ 都道府県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、四輪車事故及び二輪車事故の特徴をとらえて資料化し、事故事例と併せて説明する。 ○ 申請取消制度や都道府県の実態に応じた高齢者支援制度等を説明する。	
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり、違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	
3 安全運転の知識	(1) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識		○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。	
4 運転適性についての指導①	(1) 運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材による指導 教本、運転適性検査器材等	○ 運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。	30分
5 運転適性についての指導②	(1) 実車による指導	実車による指導 教本、自動車等	○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗するなどして、認知機能検査の結果に基づき、認知機能を含む身体機能の変化に基づく運転行動、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 指導に当たっては、安全運転の心構え、シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用についても指導する。 ○ ドライブレコーダー等の録画記録装置を車両等に設置して運転状況を記録すること。	60分
6 総合的な安全指導	(1) 運転行動に関する個別具体的な指導等	個人指導 実車による指導の状況を記録した映像、教本等	○ 個人指導は1人あたり30分以上とし、個別面接の方式により、個々具体的な運転行動等について説明する。 ○ 実車による指導の状況を記録した映像等を活用し、認知機能を含む身体機能の変化に基づく運転行動や、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を客観的に認識させ、個々具体的に指摘・指導を行う。 ○ 講習全般における受講状況等を踏まえ、安全運転に関する指導を行うとともに、代替移動手段や都道府県の実態に応じた高齢者支援制度等の教示を行う。	30分
	(1) 身体機能の低下が運転に及ぼす影響等 (2) 危険予測と回避方法等	映像教養 視聴覚教材等	○ DVD等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者などの保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的な危険場面を示	30分

			して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	
講習時間合計 (小特のみ保有者は、1～4及び6の受講とし、講習時間は120分とする。)				180分

※ 休憩時間は、講習時間以外に設けること。

別表3 「高齢者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」(臨時高齢者講習)

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			60分
1 運転適性についての指導	(1) 実車による指導	実車による指導 教本、自動車等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗するなどして、身体機能の変化に基づく運転行動、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 指導に当たっては、安全運転の心構え、シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用についても指導する。 ○ ドライブレコーダー等の録画記録装置を車両等に設置して運転状況を記録すること。 	
2 総合的な安全指導	(1) 運転行動に関する個別具体的な指導	個人指導 実車による指導の状況を記録した映像、教本等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人指導は1人あたり30分以上とし、個別面接の方式により、個々具体的な運転行動等について説明する。 ○ 実車による指導の状況を記録した映像等を活用し、認知機能を含む身体機能の変化に基づく運転行動や、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を客観的に認識させ、個々具体的に指摘・指導を行う。 ○ 講習全般における受講状況等を踏まえ、安全運転に関する指導を行うとともに、代替移動手段や都道府県の実態に応じた高齢者支援制度等の教示を行う。 	30分
	(1) 身体機能の低下が運転に及ぼす影響等 (2) 危険予測と回避方法等	映像教養 視聴覚教材等	<ul style="list-style-type: none"> ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者などの保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的な危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。 	30分
講習時間合計 (小特のみ保有者は、2の受講とし、講習時間は60分とする。)				120分

※ 休憩時間は、講習時間以外に設けること。

別表4 「高齢者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」(合同講習)

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			30分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴 (3) 申請取消制度や各種支援制度	双方向型講義 教本、視聴覚教材等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、四輪車事故及び二輪車事故の特徴をとらえて資料化し、事故事例と併せて説明する。 ○ 申請取消制度や都道府県の実態に応じた高齢者支援制度等を説明する。 	
2 運転者の心構えと	(1) 安全運転の心構え		<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払 	

義務	(2) シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		<ul style="list-style-type: none"> ○ 他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり、違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。 	
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等		<ul style="list-style-type: none"> ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ 75歳以上の者に対して行われる認知機能検査とその後の手続について説明する。 ○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者などの保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。 	
4 運転適性についての指導①	(1) 運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材による指導 教本、運転適性検査器材等	○ 運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。	30分
5 運転適性についての指導②	(1) 実車による指導	実車による指導 教本、自動車等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗するなどして、身体機能の変化に基づく運転行動、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 指導に当たっては、安全運転の心構え、シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用についても指導する。 ○ ドライブレコーダー等の録画記録装置を車両等に設置して運転状況を記録すること。 ○ 必要に応じ、記録した映像を確認しながら、指導を行うこと。 	60分
6 総合的な安全指導	(1) 運転行動に関する個別具体的な指導	個人指導 実車による指導の状況を記録した映像、教本等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人指導は1人あたり30分以上とし、個別面接の方式により、個々具体的な運転行動等について説明する。 ○ 実車による指導の状況を記録した映像等を活用し、認知機能を含む身体機能の変化に基づく運転行動や、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を客観的に認識させ、個々具体的に指摘・指導を行う。 ○ 講習全般における受講状況等を踏まえ、安全運転に関する指導を行うとともに、代替移動手段や都道府県の実態に応じた高齢者支援制度等の教示を行う。 	30分
	(1) 身体機能の低下が運転に及ぼす影響等 (2) 危険予測と回避方法等	映像教養 視聴覚教材等	<ul style="list-style-type: none"> ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者などの保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。 	30分
<p>講習時間合計</p> <p>(75歳未満及び75歳以上(第3分類)の講習受講者は、1～5までの受講とし、講習時間は120分とする。)</p> <p>(75歳未満及び75歳以上(第3分類)の講習受講者(小特のみ保有者)は、1～4までの受講とし、講習時間は60分とする。)</p> <p>(75歳以上(第1分類及び第2分類)の講習受講者は、1～6までの受講とし、講習時間は180分とする。)</p> <p>(75歳以上(第1分類及び第2分類)の講習受講者(小特のみ保有者)は、1～4及び6の受講とし、講習時間は120分とする。)</p> <p>(臨時高齢者講習受講者は、5及び6の受講とし、講習時間は120分とする。)</p> <p>(臨時高齢者講習受講者(小特のみ保有者)は、6の受講とし、講習時間は60分とする。)</p>				180分

※ 休憩時間は、講習時間以外に設けること。